

## 第7期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる中間評価の中間報告（隠岐の島町）

(1)取組と目標				(2)自己評価		
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策
(1)自立支援、介護予防・重度化防止の推進	①自立支援、介護予防・重度化防止の普及啓発 ②高齢者の通いの場の確保 ③総合事業の円滑な実施 ④高齢者の生きがい支援	①体操の普及をきっかけとし、自主的に継続し取り組めるように支援する。高齢期を迎える世代にも啓発をおこなう。 ②既存の地域サロンが継続できるように、連携をとりながら側面から支援する。 ③問題や課題を確認し、解決にむけて調整を図っていく。 ④シルバー人材センターを社会福祉協議会が実施主体となり設立する。老人クラブへの助成と活動支援を継続しておこなう。	第8章 3.生活圏域としての課題と重点施策 66、67ページ	①地域のサロンや集まりで体操の普及を行った。 ②通いの場の充実をめざし、既存サロンへの支援と新規立ち上げへの支援を行った。 ④シルバー人材センターを設立した。	自己評価：【A】 ①隠岐の風体操をきっかけとして運動への取り組みを重点に啓発を行っている。シニア世代にむけてのターゲットを絞った啓発は未実施なので、今後力を入れて取り組みたい。 ②地域サロンへの支援は新規サロンを中心に社協と連携して行っているが、立ち上げにむけての新たな働きかけもおこなう。 ③、④働くことを通じて、生活の充実や健康の維持・増進、地域への貢献を目指し積極的に会員を募る。	・新たに高齢期を迎える世代への啓発が課題。関係機関と連携できることを確認しながら介護予防に取り組む。
(2)生活支援サービスの充実	①日常生活圏域毎の生活課題と社会資源の把握 ②多様な主体によるサービスの開発の必要性についての検討 ③支え合い意識を高めるための啓発の強化 ④生活支援コーディネーターの活動支援 ⑤協議体の運営	①情報を収集し、社会資源マップ(仮称)を作成し情報を共有する。 ②新総合事業におけるサービスを開発する必要があるか検討し、協議、実現に向けて調整する。③地域住民に対して「支え合い」について学習する機会を設け、意識が高まるよう啓発する。 ④コーディネーター連絡会を定期的に開催する。 ⑤生活課題の把握と問題解決に向けて機能する会議となるよう運営する。	第8章 3.生活圏域としての課題と重点施策 68、69ページ	①～③町内4か所で、ワークショップを開催。地域課題を抽出し、住民と共有する機会を設けた。生活支援に関する社会資源を把握し、圏域別「くらしの便利帳」を作成し、配布を始めた。 ④生活支援コーディネーターと定期的に連絡会を開催。情報交換、情報共有に努めた。 ⑤協議体として「生活体制整備連絡会」を開催した。	自己評価：【A】 ①～③既存の社会資源の把握ができ、冊子とすることで誰もが理解し、利用することができるようになった。 ④コーディネーター同士の連携は図ることはできている。 ⑤協議体で地域の課題について活発に意見交換できる会議となっている。	・町部の地域課題の把握、コーディネーターの活動が停滞気味。活動の活性化に向けた検討が必要。 ・生活支援コーディネーター、協議体については少しずつ機能してきた。助け合いの意識の高揚に向けた取り組みが課題。
(3)高齢者の生活環境(住まい)整備の推進	①住宅改修及び福祉用具制度の活用 ②高齢者施設整備	①利用者への安全安心な住まいづくりを支援していく。 ②既存の施設に入所しなくても、利便性のよい立地に住宅整備できるよう検討していく。	第8章 3.生活圏域としての課題と重点施策 70ページ	①パンフレット配布や町HP掲載。役場窓口及び隠岐病院地域連携室等関係機関より周知を行う。 ②サービス付き高齢者住宅整備について、ニーズ調査及び整備予定地などを検討する。	自己評価：【C】 ①継続して周知していく。 ②H31、32が検討期間となり、遅れている。	・病院やスーパー等が近くにあるような利便性の良い候補地選定が困難である。
(4)地域ケア会議の推進	①政策形成に繋げるための取り組み ②個別ケア会議の実施 ③介護支援専門員連絡会の開催 ④7圏域の地域連絡会の開催	①政策提言できるように、地域課題をもちこんだ包括ケア推進会議を開催する。 ②日々の相談や各地域連絡会での困難事例について多職種が連携し支援について検討する。課題についてはケア推進会議に挙げていく。 ③毎月開催し、年2回は事例検討会を開催する。 ④各圏域で定期開催し、年度ごとに評価する。	第8章 3.生活圏域としての課題と重点施策 71、72ページ	①地域包括ケア推進協議会にて、各会議から挙げてきた課題について協議を行う。 ②個別ケア会議開催件数：3件 ③ケアマネ連絡会の定期開催(H30年度11回開催 R1年度10回開催予定)事例検討会(H30年度9月と1月に開催 R1年度9月と1月に開催) ④地域連絡会の定期開催	自己評価：【A】 ①～④地域包括ケア推進協議会について、今年度は役場内で関係する課も参加し横の連携を図る。	・継続して各会議からでた町の課題の対応案について、推進協議会で確認する。

(1) 取組と目標				(2) 自己評価		
テーマ	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策
(5)在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療・介護連携推進事業の実施 ②関係機関における在宅医療・介護連携に関する事業への協力 ③ターミナルケアの在り方の検討	①地域住民へ普及啓発を継続しておこない、多職種連携研修会等を開催する。 ②在宅医療介護連携部会を開催する。 ③患者や家族の希望に沿ったターミナルケア体制について検討していく。	第8章 3. 生活圏域としての課題と重点施策 72、73ページ	①看取りの文化を取り戻すための町民向けの講演会や多職種での研修会を開催。 ②隠岐病院における医療・介護連携に関する意見交換会への参加。 ②在宅医療・介護連携部会において、医療体制(訪問診療・訪問看護)について検討し、ケア会議にて協議。 ③エンディングノートの配布とリビングウィルカードの検討。	自己評価:【A】 ①②住み慣れた地域で、家で最後まで暮らしていくために、施設志向の強い町民への普及啓発や、スタッフの意識改革のための研修会を実施することができた。また、医療体制の整備についてケア推進会議で協議できたことは成果と考える。 ③エンディングノートを普及し、ご本人の意思決定を尊重した医療やサービスの提供ができるように努めることができた。また、後期高齢者に対しリビングウィルカードを送付した。	・在宅・医療介護連携を進めるうえで、医療体制の充実は避けて通れない最大の課題となっているが、医師確保等の問題もあり解決しがたい難題となつてのしかかっている。継続して検討が必要である。
(6)認知症施策の推進	①認知症に対する啓発 ②認知症ケアパスの普及 ③認知症カフェの開催 ④認知症初期集中支援チームの運営 ⑤認知症地域支援推進員の取り組み ⑥認知症スクリーニングの実施 ⑦認知症による徘徊の対策 ⑧認知症施策推進へ向けた体制整備	①講演会の開催とサポーター養成講座を定期的に開催する。 ②HPへの掲載と、関係機関窓口を設置する。 ③参加しやすく、理解しやすいように工夫を行う。 ④協議や研修会をし、スキルアップを図る。 ⑤認知症対策関係者と連携を図っていく。 ⑥島根大学と連携し進めていく。 ⑦専門部会等でネットワークを構築していく。 ⑧専門部会を年2回開催する。	第8章 3. 生活圏域としての課題と重点施策 73、74、75ページ	①各圏域での講演会の開催と認知症サポーター養成講座の企画・実施 ②医療機関への配布 ③各圏域での開催 ④認知症部会での検討委員会の設置。 ⑤各種会議への参加やケアパス、カフェの企画 ⑥各種行事での実施(普及目的)認知症個別ケースでの実施 ⑦認知症対応専門部会での検討 ⑧部会の開催と地域包括ケア推進協議会にて報告と検討。(H30年度10月3日開催 R1年度10月10日開催)	自己評価:【A】 ①～⑦普及・啓発では、各圏域での開催を企画した。今年度は講演会と認知症映画の無料上映会を実施した。 ⑧部会にて「認知高齢者の見守り」について協議を行うことができた。	・精神科医師の業務多忙により、会議等への参加が困難な現状の中で、新たな認知症サポート医が確保され、医師の体制が整備された。 ・認知症初期集中支援チームの実績がまだ少ない状況。チーム員会議を随時開催から定期開催とし、実績を積み上げることでチームのスキルアップを図った。
(7)介護人材の確保	①奨学金制度及び補助金制度の実施 ②福祉職場処遇改善事業 ③介護・障がい福祉職場の正規職員化促進事業	①奨学金制度及び補助金制度を継続する。 ②処遇改善加算制度に非該当となる事業所に対して助成する。③新たに介護職員を雇用した事業所に対し補助する事業を検討する。	第8章 3. 生活圏域としての課題と重点施策 76ページ	①従来の制度を見直し検討した。 ②③町独自の支援事業創設に向け調査検討した。	自己評価:【A】 平成31年度から「介護職員処遇改善対策事業」「福祉施設職員就労支援事業」等を実施している。	・本町の介護福祉施設の人材不足は深刻化しており、事業所・施設のサービス継続が困難になることが危惧されるため、実施する。
(8)高齢者の権利擁護体制の強化	①高齢者虐待への対応 ②成年後見制度の利用促進	①専門チームと連携を図り対応する。また、広報媒体を活用し普及啓発を行う。 ②専門機関と連携を図る。また、広報媒体を活用し普及啓発を行う。	第8章 3. 生活圏域としての課題と重点施策 76、77ページ	①高齢者虐待への対応→1件(H30年度) ①②隠岐の島町の広報媒体を活用して、高齢者虐待と成年後見制度を周知する。 ②成年後見制度関係者会議へ定期的に参加する。	自己評価:【A】 ①、②周知について従来通りの講演会ではなく、目に触れる機会の多い町独自の広報媒体を活用し、広く周知を行う事っている。	・高齢者虐待の対応について、介入の際の判断が困難な時がある。専門的な視点の強化が必要である。 ・権利擁護(虐待・後見)についてまだまだ住民の理解は乏しく、今後もさらなる周知が必要と感じる。

【評価の基準】

- A・・・概ね事業計画通りの事業が達成出来そうである。
- B・・・一部事業計画通りの事業が達成出来そうもない。
- C・・・ほとんど事業計画通りの事業が達成出来そうもない。